

韓国社会福祉士制度の現状と未来
李 基永(釜山大学・韓国社会福祉学会 総務分科委員長)

1. 社会福祉士資格制度の現状

1) 制度の歴史

- 1970年 社会福祉事業法第5条によって、‘社会福祉事業従事者’資格規定
- 1983年 社会福祉事業法改定 ‘社会福祉士’資格規定(1、2、3級 区分)
- 2003年 社会福祉士1級資格国家公認試験の施行:毎年1回施行、8科目
- 2007年12月 社会福祉士の補修教育の義務化施行令制定(2009.1から補修教育スタート)
- 2009年 現在 社会福祉分野では独立的な‘社会福祉士法’の制定を推進中

2) 社会福祉士の規模と増加推移

益々増加する社会福祉士はその速度が加速化されている。1970年社会福祉士資格証制度が始まって30年ぶりの1999年に約3万5千人程度の社会福祉士が存在したが、その5年後の2004年には10万人を超え、さらに3年後の2007年には20万人を突破し、現在2009年には30万人を超えた。2008年の1年で6万人以上の社会福祉士資格証が交付されたが、このような社会福祉士の爆発的な増加には2級資格者である社会福祉専攻の卒業生の増加に起因する。しかし、社会福祉現場において、現在勤務するマンパワーは約6万あまりであると推定され、社会福祉領域の労働供給が過剰になっていることが伺える。

韓国の最近の社会福祉士資格証の交付現状：級数別(1996 - 2008)

区分	‘96	‘98	‘00	‘02	‘04	‘06	‘08	‘09(1.1-4.30)
1級	1,373	2,463	4,423	10,487	5,044	5,055	9,170	5,676
2級	343	330	2,492	6,073	13,722	27,871	50,694	43,919
3級	942	1,358	239	170	430	389	344	7
計	2,658	4,151	7,154	16,730	19,196	33,315	60,208	49,602
総計	21,244	28,619	42,292	69,323	104,645	163,314	269,074	318,676

2. 社会福祉人的資源管理の問題

- 1) **マンパワーの供給過剰による否定的な影響:** (1) 現在社会福祉マンパワーの短期的な需要供給は把握されているが、供給部門の統制が困難な状況であり、長期的な展望は極めて不透明で非体系的である。(2) 社会福祉士の処遇水準の低下をもたらし、社会福祉サービスの質的水準の向上を阻害する。(3) 社会福祉士の地位に対する社会的認識が低下する。
- 2) **級数の区分が無意味:** 現在社会福祉士1、2級の職務の区分が明確でないため、級数の区分を無意味にし、さらに専門性の強化に障害となっている。
- 3) **社会福祉士のプライドの低さ:** 2009年2月に韓国社会福祉士協会で施行した認識調査では、自らを専門家として思わないという回答者が40%を超えたが、その理由として、「専門家に相応する適切な待遇がないため」が42.2%、「固有の業務領域がないため」が27.8%、「社会福祉士が多く養成され、稀少性が弱い」が20.9%であった。
- 4) **社会福祉士の処遇問題の持続:** ヒューマンサービス職業群(教師、看護師、公務員など)の中でも低い給料であり、また劣悪で危険な業務環境におかれているが、改善されていない。

3. 今後の改善のための方向

現在韓国の社会福祉分野を代表する韓国社会福祉学会、教育協議会、社会福祉協会が共同の努力でもって、今後の社会福祉士の資格制度を改善するための法案を議論している。このすべての努力は、社会福祉士の地位と処遇の改善に向けられている。

1) **社会福祉士の級数の調節**：現行3等級体制(1級-国家試験、2級-専攻教育履修、3級-養成課程)から、3級を廃止し、2等級体制に変化する方を考慮している。社会福祉士3級の場合、社会福祉士が絶対的に不足していた時期には必要性があったが、現在は過剰供給されている状態であるため、国家資格を短期間の教育課程(6週、12週、24週)で付与することは社会福祉士の地位と信頼を低下させるためである。

2) **無試験資格制度の廃止**：社会福祉士2等級体制が施行されるとき、社会福祉士2級資格取得も国家試験体制で改編(2010年入学生から適用して2014年施行)する予定である。

3) **社会福祉士の類似名称(または同一名称)の使用禁止**：社会福祉事業法およびその施行令で規定した教育課程および試験制度を経て付与された場合以外(例え：法的な根拠のない老人福祉士、児童福祉士など)は、社会福祉士の資格名称を使用できないようにすることを議論している。

4) **専門社会福祉士資格制度の導入**：2007年8月に立法化されたが、まだ施行されておらず、立法案とおりに施行されることを推進している。しかし、施行のためには詳細な規定(等級別職務内容、権限、待遇、社会福祉施設評価時の優待条項など)が補強されなければならない。この制度は社会福祉士の処遇改善、専門性の向上、資格管理の厳格化に直接的に影響を及ぼすと考えられる。

5) **資格級数別標準職務規定の詳細化の議論**：社会福祉士2等級体制への変化による級数別の違いの明確化、社会福祉専門職の内的構造の強化等を目標にしている。級数別職務規定を区分化することは、社会福祉士の効率的な業務遂行体系の確立および処遇向上に寄与すると期待されている。

6) **社会福祉士法制定の準備**：社会福祉事業法とは別に、独立的な法が必要であるとの意見が増えている。社会福祉士に関連した不明確な規定により、地域別、機関別処遇に差が発生する問題、社会福祉施設の委託期間満了による従事者の雇用承継に不合理な状況が生じる問題、社会福祉施設従事者相互間の経歴を認定していない問題等を法・制度としてきちんと整備することで解決できるという認識が高まっている。また、社会福祉士が倫理に異なる行動をする事例、またはこれとは逆に社会福祉士が人権を侵害される事例等も社会福祉士法において、普遍的対応の土台を設けることが予想される。2008年調査によると、調査対象である社会福祉士の94.3%が社会福祉士法の制定が必要であると応答した。

(訳：SeJong Cyber University 社会福祉学部，専任講師 林暁淵)